放課後児童健全育成施設(仲よし会)指定管理者選定基準書

放課後児童健全育成施設(仲よし会)の指定管理者の選定については、十和田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に基づき、次の選定及び審査の基準、項目に照らして申請者及び申請の提案内容を総合的に審査し、候補者を選定するものとします。

1 市民の平等な利用の確保

施設の設置目的及び市が示した管理の方針

2 施設の効用の最大限の発揮

- (1) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
- (2) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性

3 施設の効率的な管理

施設の管理運営に係る経費の内容

4 施設を適正かつ安定して行う能力

- (1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
- (2) 安定的な運営が可能となる人的能力
- (3) 安定的な運営が可能となる経営基盤
- (4) 個人情報の適正な取扱いの確保
- (5) 類似施設の運営実績

5 多様な事業者の参入

サービスの競争性の確保